

別紙（第4条関係）別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和7年度第3回 枚方市学校いじめ対策審議会	
開催日時	令和7年6月30日（月）	開始時刻 18時00分 終了時刻 20時00分
開催場所	枚方市役所 第2委員会室	
出席者	植田 昂星（大阪弁護士会） 桶谷 守（池坊短期大学） 鈴木 勇（大阪成蹊大学） 水流添 真（大阪社会福祉士会） 田近 文（大阪府臨床心理士会）	
欠席者	なし	
案 件 名	・枚方市立学校いじめ重大事態について ・令和7年度第2回審議会会議録（案）について	
提出された資料等の 名称		
決 定 事 項	・令和7年第2回審議会の会議録について公表内容が確定した	
会議の公開、非公開の 別 及び非公開の理由	非公開	
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表（一部非公表） 枚方市情報公開条例第5条第1号該当部分を調製し公表	
傍聴者の数	—（非公開）	
所管部署 （事務局）	枚方市教育委員会 学校教育部 児童生徒課	

審 議 内 容

<開会>

(植田会長) 定刻より少し早いですが、もうおそろいのようなので、早速始めさせていただきます。

ただいまより、令和7年度第3回枚方市学校いじめ対策審議会を開会いたします。
では、まず、本日の委員の出席状況の報告と、会議運営事項の確認として(1)会議の非公開について、(2)会議録について、まとめて事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) まず、本日の委員の出席状況について、報告をさせていただきます。

本審議の委員総数は5名でございます。現在、全員が出席されておりますので、本審議会は成立していることを御報告申し上げます。

続けて、「(1)会議の非公開について」でございますが、令和6年度第4回審議会において、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、本審議会は「非公開」で開催することと決定されたため、本日「非公開」での開催となります。

次に、(2)会議録の作成につきましては、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、本日の審議について録音した音声データを文字起こしをした上で作成させていただきます。なお、今回の会議録につきましては、次回開催の審議会において確認いただいた後、市のホームページで公開する流れとなります。

事務局からの説明は以上でございます。

(植田会長) ただいま事務局より説明のありました「会議運営事項の確認について」、御質問等なければ、確認していただいたということでよろしいでしょうか。

確認していただきました。

それでは、審議案件に移ります。

まず、令和7年度第2回審議会会議録について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 令和7年5月26日に開催いたしました、令和7年度第2回審議会の会議録について、事務局より御説明させていただきます。

資料1、会議録(案)を御覧ください。

審議会の会議録(案)につきましては、事前に御確認いただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。なお、会議録(案)について御承認いただきましたら、後日、枚方市のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(植田会長) ただいま事務局から説明のありました会議録(案)につきまして、御質問、御意見等ございませんでしょうか。大丈夫でございますかね。

そうしましたら、こちらで御承認いただいたものとさせていただきます。

続いて、次第の４、報告案件に移ります。

<報告案件>

【非公開】

※ 枚方市情報公開条例第５条第１号該当部分を含むため

<その他>

（植田会長）その他ということでございますけれども。事務局のほうからあるということによろしいですかね。お願いいたします。

（事務局）では、枚方市いじめ重大事態調査について、本審議会の委員の皆さんに御意見を頂戴しながら行ってきました。しかし、学校主体調査が多い中で内容の誤りや専門家の活用が不十分であったりといった共通の課題、また法制度の解釈や判断に弱い部分があったりと、学校の不得意な分野等が浮き彫りとなってきました。

また、令和６年８月にいじめ重大事態調査に関するガイドラインの改訂の際、調査組織に加える第三者の考え方も示されましたが、現状、枚方市では文部科学省が示す第三者による調査員を配置するところまでは行っておりませんでした。これまでどおり、心理や福祉の専門の視点は学校に配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用しますが、その活用度合いや制度理解、調査の方向性や方針について、学校が適切に調査を進めていくために第三者の視点で助言や指摘をする専門家の存在が学校にとっては必要と考えており、まだ仮称ですが、枚方市学校主体調査におけるいじめ重大事態調査員設置要綱という要綱を定め運用することを考えております。

まだ、案の段階ですが、調査員の選定方法は、弁護士会や臨床心理士会、社会福祉士会等の職能団体からあらかじめ推薦をいただいた方に重大事態が生起し、学校主体調査と決した場合に、学校の調査組織の構成員として加わっていただきます。関わり方としては、校内の調査組織の会議に参加してもらう第三者の専門家の立場から、調査の進め方や報告書作成に対する助言や指摘をしてもらうというものです。

会議の参加頻度については、事案の内容にもよりますが、調査の開始時期と報告書の完成前の２回程度は参加してもらい、調査が困難な事案等については、その間に一、二回多く会議に参加してもらい、多くても５回程度の参加までを想定しております。

本来なら、最初から最後まできっちりと参加してもらうべきところですが、第三者の視点を持つ専門家が調査組織に入るというだけで学校の姿勢も保護者の安心感も違うと思いますので、限られた予算内での運用を想定しております。

現在、庁内関係部局と協議を進めているところでございますが、協議が調いましたら速

やかに運用を開始したいと考えております。運用に当たり、本審議会で御意見等をいただきましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

（植田会長）ということのようですけれども。何か御質問や御意見、ございますでしょうか。

（桶谷委員）素晴らしいなと思います。これは全国的にもやっぱり今学校に配置されているＳＣとかに関わってもらうとか、先生がおっしゃったみたいに、日程が合わないとかいうことでなかなか活用が難しい現実はあるんですけども。それを委員会が学校調査の中に第三者性を担保するためにそういう専門家をそこに入れるというのは素晴らしいと思いますね。ぜひ、これ全国の前例になるというふうに思いますし、やってほしいなというふうに思います。

ただ、専門家がいればその問題が解決するということではないということを明記しながら、我々もそうです。よって、いろんな意見、多様な意見があって違う観点をそこに入れることに意義があるということで、そういうふうなことでお考えいただくのありがたいなと。素晴らしいと、今聞いていて思いました。

以上です。

（植田会長）ありがとうございます。完全に学校主体調査に例えば第三者委員として参加するという話でもないということなんですか、これは。どういう形になりますか。よくほかのところであるのって、学校主体調査でもその中に外部委員の専門家が入っていったという形もあるかなと思うんですけど。一緒にそれでいじめの調査委員会としてやるっていうのもあるかなと思うんですけど。こちらは、調査の開始と報告書の完成前の２回ぐらいは参加してもらおうということは、常に調査に参加する形ではないという感じなんですか。

（事務局） 常にとということではないですけども、主要な箇所に参加してもらうために学校主体の組織の中には入ってもらおうと思います。

（植田会長）じゃあ、例えばですけど、生徒への聞き取りとかそこまで担当することは想定されてないということなんですか。

（事務局）今のところ、想定はしていません。

（植田会長）なるほど。

（事務局）そこは助言というところはいただけたらなと思っております。

（田近委員）あくまでも、学校主体の調査に対してということなんですよ。すみません。

（植田会長）いえいえ。事案ごとにその人を選定するというよりは、先に選定しておいてみたいな感じなんですか。同じ方に入ってもらおうという形なのか。

（事務局）事案ごとに、専門家もスクールカウンセラーが必要なのか、弁護士さんが必要なのか、ちょっと違ってくると思いますので、その事案ごとに合った専門家を職能団体のほうに依頼をして。

（桶谷委員）学校からの依頼で、それはやるということ。

（事務局）こちら側もその部分は相談をさせていただこうと思っておりますが。

（水流添委員）なるほど。結構スピード感が、職能団体が調整するときも期限短く来てくださいという感じの依頼を想定されているんですか。初期の段階とかってそうですよね。

（事務局）そうですね、今考えているのは、事前に推薦をいただいて。

（水流添委員）ああ、名簿登録しといて。

（事務局）そのとおりです。

（水流添委員）ああ、なるほど。分かりました。ありがとうございます。

（桶谷委員）今、職能団体とは協議中ということね。

（事務局）まだちょっとそこまでは。

（桶谷委員）まだそこまでは。

（事務局）まだ庁内で。

（水流添委員）今お聞きしたので、ちょっと軽く報告はさせていただきます。

（事務局）ありがとうございます。お願いします。

(植田会長) あれですね、予算措置をぜひとも取っていただいてというところかなと思います。

(桶谷委員) それが一番大変なんよ。どこの自治体も。

(植田会長) ガイドラインに、ちゃんと予算措置を取りなさいというのが書かれていますからね。大変なところかと思いますが。ありがとうございます。

ほか、これに関していかがですか。いいですかね。ありがとうございます。

そのほか、何か全般的なところでもいかがでしょうか。大丈夫そうですかね。ありがとうございます。

(植田会長) 次回の審議会は7月30日18時からということでお願いいたします。

本日の審議会は終了させていただきます。ありがとうございました。